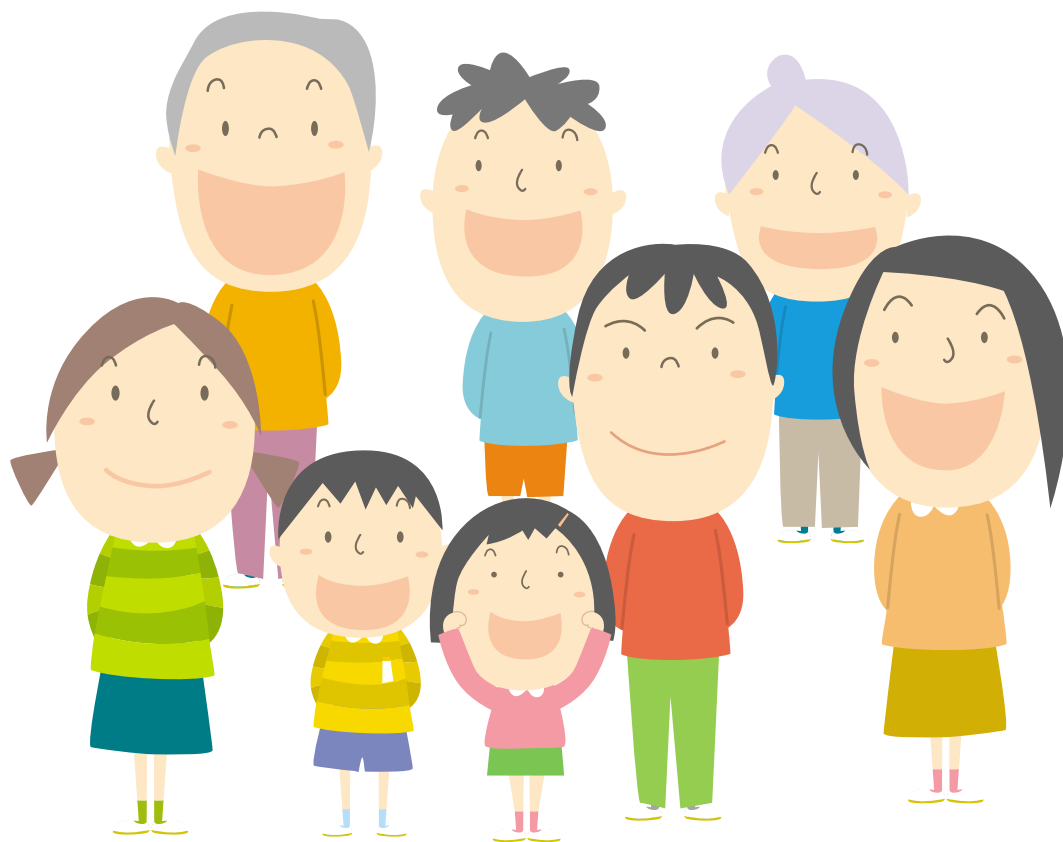


第3次

たかまつ男女共同参画プラン

～だれもがいきいきと自分らしく生きる
男女共同参画社会の実現をめざして～



高松市

計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国では、平成11年に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置付けられました。

本市では、平成14年に「たかまつ男女共同参画プラン」を、また、平成19年には、「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」を策定し、男女共同参画の様々な施策・事業に取り組んできました。

この度、「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」の計画期間が平成23年度で終了することから、これまでの取組を継承しつつ、現状を踏まえた新たな課題に対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けての施策を総合的、計画的に推進するため、「第3次たかまつ男女共同参画プラン」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。

また、本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく市町村基本計画を含む計画です。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間とします。



4 計画の基本理念

すべての人が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、だれもがいきいきと自分らしく豊かな人生を送ることを可能にします。

このため、本計画の基本理念は、前計画の基本理念を引き継ぎ、次のとおり定めます。

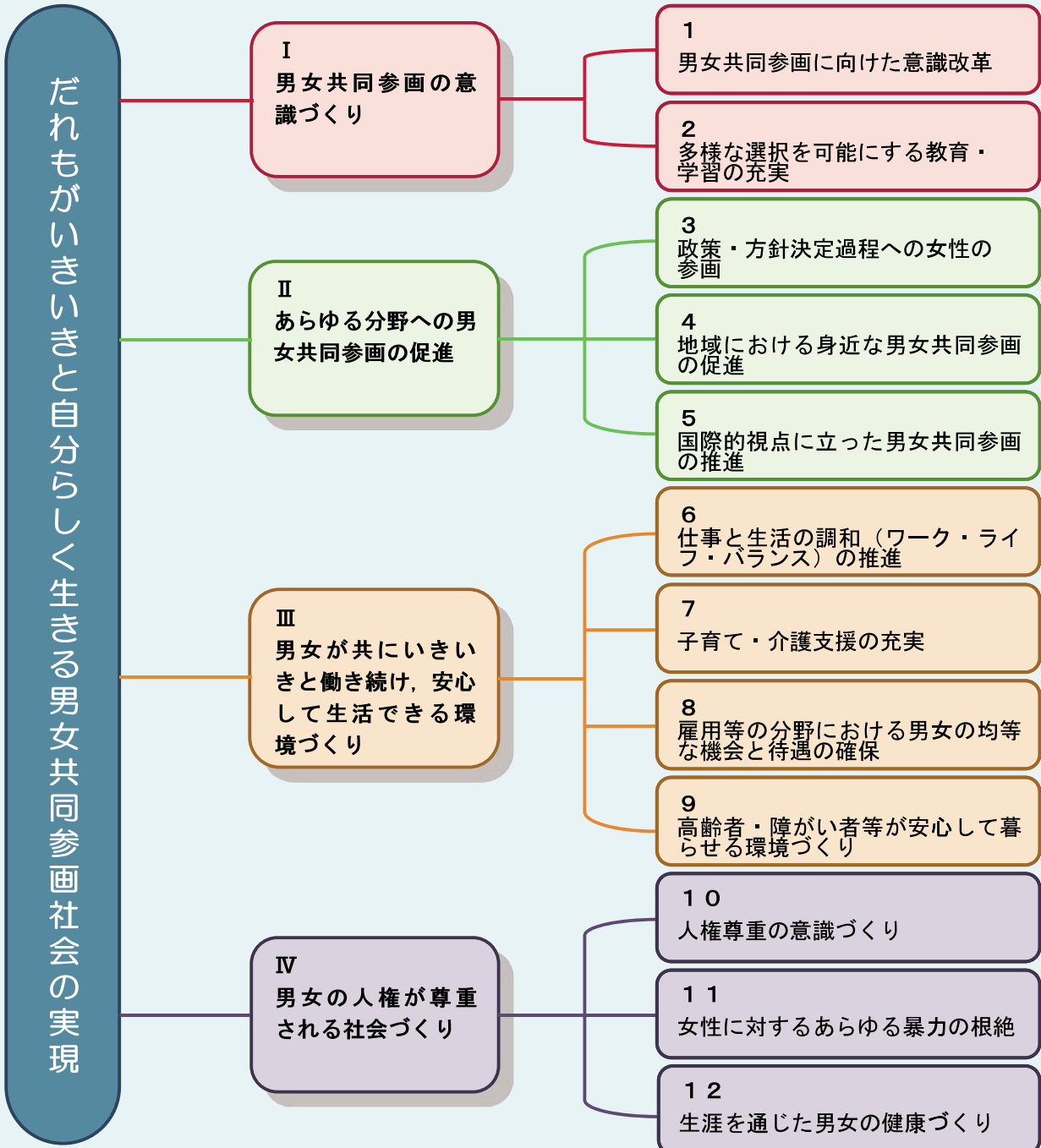
だれもがいきいきと自分らしく生きる
男女共同参画社会の実現

5 計画の体系

基本理念

基本目標

主要プラン



6 計画の推進

- (1) 庁内体制の充実
- (2) 高松市男女共同参画推進委員会（仮称）との連携
- (3) 関係機関、市民、関係団体との連携、協同
- (4) 計画の進捗状況管理

計画の内容

基本目標 I 男女共同参画の意識づくり



男女がお互いの人権を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革を図るとともに、多様な選択を可能にする教育や学習を充実することにより、一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる分野において男女共同参画の視点を持つことができるよう、男女共同参画の意識づくりを推進します。

主要プラン

1
男女共同参画に向けた意識改革

(1) 男女共同参画の意識づくりの推進

(2) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

2
多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(1) 男女平等を推進する教育・学習

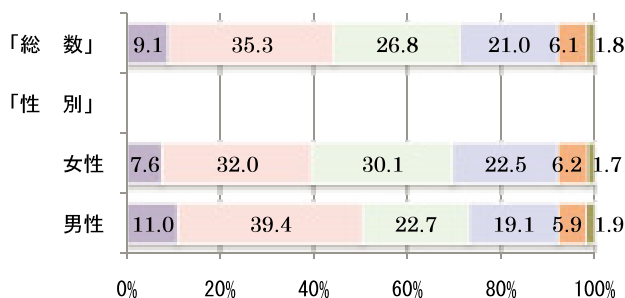
(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

施策の基本的方向



「男は仕事、女は家庭」という考え方について

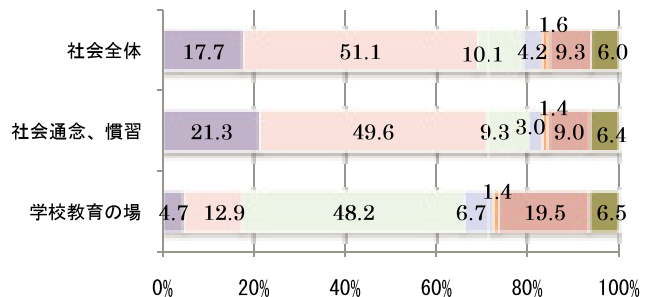
(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



賛成
 どちらかといえば賛成
 反対
 どちらかといえば反対
 わからない
 無回答

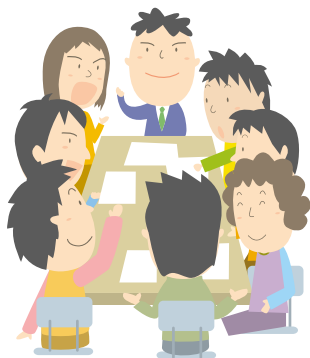
男女の地位の平等についてどう思うか

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



男性の方が優遇されている
 どちらかといえば男性優遇
 平等
 どちらかといえば女性優遇
 女性の方が優遇されている
 わからない
 無回答

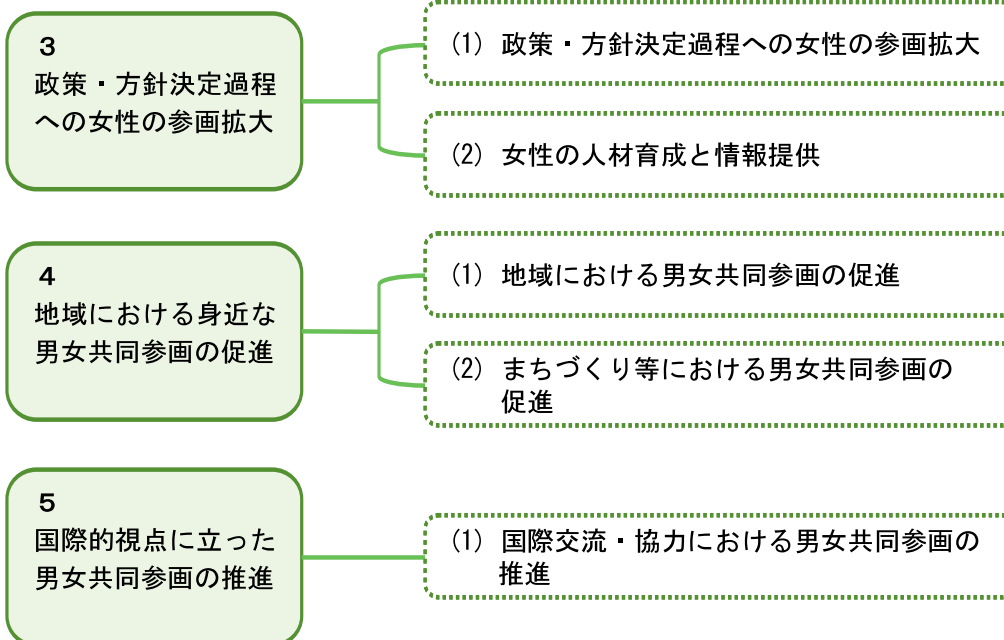
基本目標 Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進



男女が対等な社会の構成員として、自らの意思によって主体的に社会参画ができるよう、地域や職場など様々な分野において、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、国際的視点に立ち、男女共同参画を進めるなど、あらゆる分野への男女共同参画を促進します。

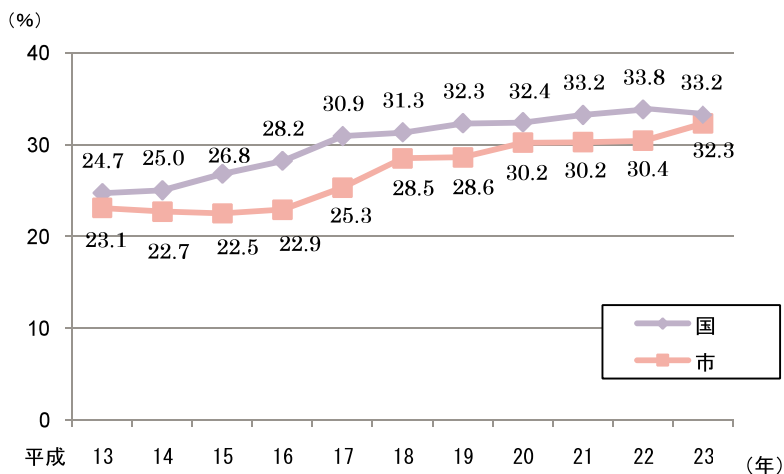
主要プラン

施策の基本的方向



審議会等での女性委員の登用率の推移（高松市）

（国：各年9月30日、市：各年4月1日現在）



基本目標 Ⅲ 男女が共にいきいきと働き続け、安心して生活できる環境づくり

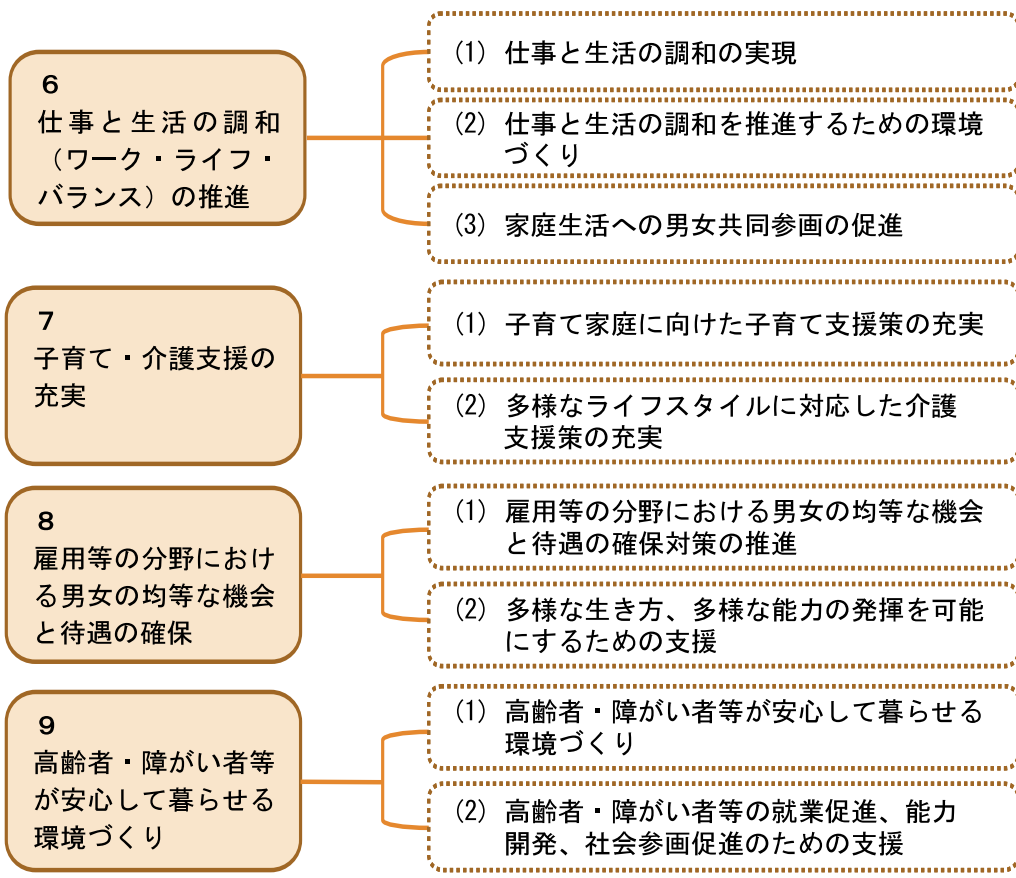
仕事と生活の調和の実現や、多様な働き方を可能とする就業環境の確保を図るとともに、男女が対等なパートナーとして働くことのできる職場づくりに努めるなど、男女が共にいきいきと働き続ける環境づくりを推進します。

また、男女が共に子育て、介護を担う家庭づくりの促進や、高齢者等の生活の自立支援など、豊かで安心して生活できる環境づくりを推進します。



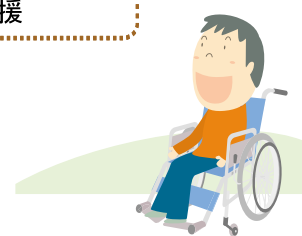
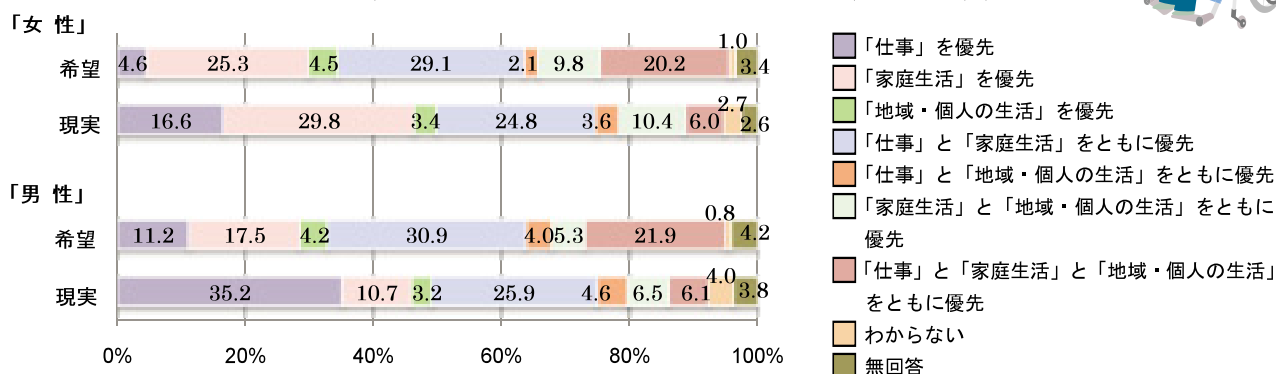
主要プラン

施策の基本的方向



「希望に最も近いもの」と「現実（現状）に最も近いもの」はどれか。

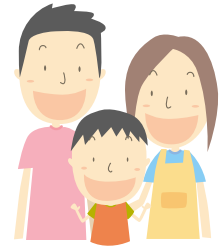
(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される社会づくり

性別にかかわらず個人が尊重され、すべての人が人間らしく生きることができるよう、男女の人権が尊重される社会づくりを推進します。

本市では、本計画を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく市町村計画にも位置づけ、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための施策を総合的かつ一体的に推進します。



主要プラン

施策の基本的方向

10
人権尊重の意識づくり

- (1) 男女の人権尊重の啓発活動の推進
- (2) メディアにおける人権を尊重した表現の促進

11
女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) 相談体制の充実
- (3) 被害者の保護および自立支援
- (4) 加害者への適切な対応
- (5) 配偶者等からの暴力防止対策の推進
- (6) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

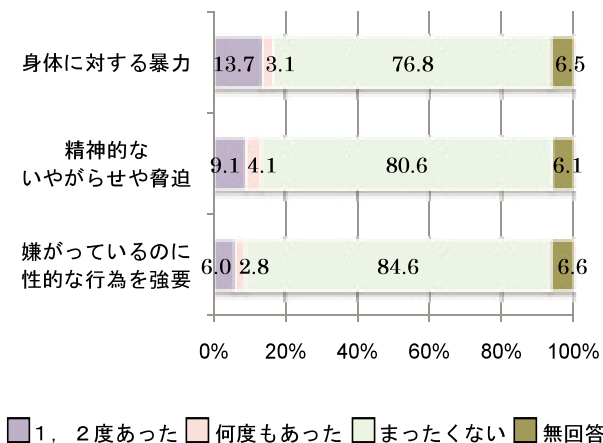
12
生涯を通じた男女の健康づくり

- (1) 男女の健康の保持増進
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援



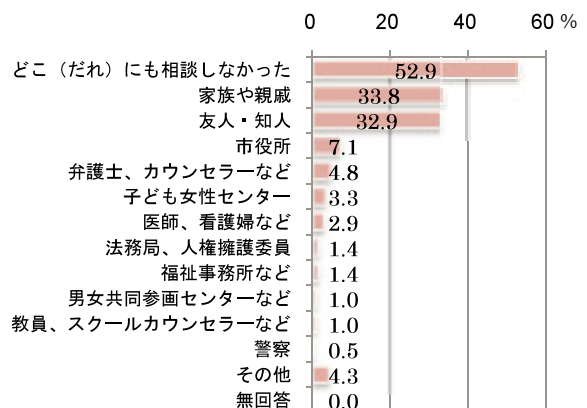
配偶者からの暴力の経験

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



被害者の相談状況

複数回答。
左の質問で、1つでも「1、2度あった」または「何度もあった」と回答した人のみ。特にあてはまるものを3つまで選択。
(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

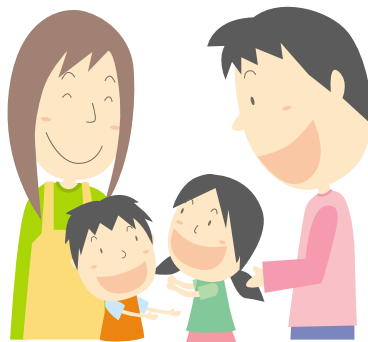


相談窓口一覧



困ったときは、ひとりで悩まずに相談してみましょう。

名称	電話番号	受付日時等
高松市男女共同参画センター	087-821-2000	「女性こころの相談」 月・水～日 10:00～16:00（年末年始・祝日を除く）
高松市子育て支援課 こども女性相談室	087-839-2384	月～金 9:00～16:00（年末年始・祝日を除く）
かがわ男女共同参画 相談プラザ	087-832-3198	月～金 8:30～17:00（年末年始・祝日を除く）
香川県子ども女性 相談センター	087-835-3211 (女性に関する相談)	電話相談 月～土 9:00～21:00（年末年始・祝日を除く） 来所相談 月～金 8:30～17:15（年末年始・祝日を除く） Eメール相談 http://www.pref.kagawa.jp/kosodate/josei/mail/
	087-862-4152 (こどもや家庭に関する相談)	電話相談 月～土 9:00～21:00（年末年始・祝日を除く） 来所相談 月～金 8:30～17:15（年末年始・祝日を除く） Eメール相談 http://www.pref.kagawa.jp/kosodate/kodomo/mail/
香川県警察総合相談 センター	#9110（全国共通短縮） または 087-831-0110	24時間 緊急の場合：110番
女性の人権ホットラ イン	0570-070-810 (全国共通)	月～金 8:30～17:15（年末年始・祝日を除く）
DV相談ナビ	0570-0-55210	自動音声により、最寄りの相談窓口を紹介する電話番号案内サービス



第3次たかまつ男女共同参画プラン 概要版

発行年月：平成24年2月

発行：高松市市民政策部企画課男女共同参画推進室

〒761-8045 高松市番町一丁目8番15号

TEL：087-839-2275

FAX：087-839-2125